大阪府リサイクル製品認定制度について



1. 認定制度の目的

- ・環境への負荷の少ない循環型社会の構築
- ・リサイクル製品の製造者をはじめとするリサイクル関連産業の育成
- ・認定製品をはじめとするリサイクル製品の消費者への普及啓発

大阪府循環型社会形成推進条例(平成15年3月25日、大阪府条例第6号)

(再生品の認定及び普及)

第十二条 知事は、循環資源の循環的な利用を促進し、及び循環型社会の形成に寄与する事業 を営む事業者を育成するため、再生品のうち、別に定めるところにより循環資源の循環的な 利用の促進に特に資するものを、事業者の申請に基づき認定し、及びその普及に努めるもの とする。

2. 制度の経過

平成 14 年 11 月	府環境審議会からの答申を受け、府循環型社会形成推進条例(平成15年3月に制定)に、再生品の認定及び普及に関する規定(第12条)を設置
平成 16 年 4 月	「大阪府リサイクル製品認定要領」を施行
同 年9月	認定申請のあったリサイクル製品について、第1回認定を実施 (以降、毎年2回認定し、平成28年3月までに24回の認定を 行った)
平成 22 年度	条例を一部改正し、手数料徴収を開始(18,000円/件)
平成 26 年 9 月	認定制度の創設から 10 年を迎え、より質の高いリサイクルが 促進される制度となるよう、「認定制度のあり方」について、 府環境審議会に諮問
平成 27 年 6 月	府環境審議会より答申
同 年11月	答申を踏まえ、制度を改正。 ・「使用済品を回収して再びリサイクルする製品」を「なにわエコ良品ネクスト」として認定 ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を原料とする再生舗装材については、法によるリサイクル義務付けなど製品の利用促進の仕組みが整備され、府の認定による支援の役割は終えたと考えられるため、平成31年2月末に対象品目としての取扱いを終了(新製品の申請受付は平成27年度で終了。既に認定されている製品に限り、平成30年度まで再申請を受付。ただし、認定期間の終期は申請時期に係わらず平成31年2月末とする。) ・販売実績等の実績を報告(毎年度6月末を報告期限)

平成 28 年 4 月

制度の効率化を図るため、年2回実施していた製品募集・認定を、 年1回へ変更

(平成28年度より、新規申請製品の受付は年1回。

現に認定を受けている製品の再申請は、経過措置として、平成28~30年度の間、従来どおり年2回実施。経過措置期間以後の認定の終期を揃えるため、認定日が10月1日である製品についてのみ、認定期間を3年5月間に延長。認定日が3月1日である製品の認定期間は、従来どおり3年間)

3. 制度の概要

○認定対象となる製品

府内で発生された循環資源(廃プラスティック、古紙など)を使用して、日本国内 のプラントで再生した製品

○認定基準

循環資源の使用率、JIS規格など各種規格への適合、製品に有害物質が使用されていないこと など

○認定証の交付及び認定マークの付与

申請のあったリサイクル製品について、環境審議会リサイクル製品認定部会で審議 を行い、認定基準を満たすものに対し、認定証を交付するとともに、認定マークの 付与を行う。

4. 他府県の制度創設等の状況

- ○リサイクル製品認定制度又はこれに類する制度を実施しているのは本府を含め 現在38道府県
 - ⇒認定制度について、全国統一の認定基準や法制度は未整備

5. 普及 · PRの取組み

- ○認定製品のPR
 - ・チラシ等の作成・配布、府のホームページへの 掲載、イベントにおける製品展示等によるリサ イクル製品認定制度の周知や認定製品の紹介。
 - ・「なにわエコ良品ショップ※」(平成22年4月 運用開始、民間が運営するネットショップ。府 は監修)



○認定製品の率先購入

府の「グリーン調達方針」において、リサイクル認定製品を率先購入の対象 (H16 年度から) としている。

6. 認定の状況

○各年度における認定の状況は下表のとおり。

年度	年度未の 認定 製品数 ^{*1}	うち、 「ネクスト」 製品数 ^{※2}	当該年度の 認定実施 製品数	内訳		当該年度の 認定実施 企業数	内訳	
			年度合計	新規	再認定	年度合計	新規	再認定
16	176	-	176	176	_	6 0	6 0	
17	3 0 7	-	1 3 1	1 3 1	-	4 8	4 8	
18	3 5 8	_	5 1	5 1	_	2 0	2 0	
19	3 3 4	_	1 5 2	1 8	134	5 3	1 3	4 7
2 0	3 4 5	_	1 4 2	5 4	8 8	4 7	2 1	3 2
2 1	3 4 1	_	4 7	1 2	3 5	18	6	1 2
2 2	306	_	117	2 8	8 9	3 5	9	3 2
2 3	279	_	1 1 5	5 1	6 4	2 8	1 0	2 1
2 4	281	_	4 9	2 4	2 5	1 6	8	9
2 5	269	_	1 0 5	1 6	8 9	2 7	5	2 4
2 6	276	_	1 2 2	1 1	111	2 5	0	2 5
2 7	272	1 6	6 6	6	6 0	1 3	1	1 2

※1:認定時期に係らず、年度末において認定中である製品の総数。

※2: 平成27年度の制度改正により新設された「なにわエコ良品ネクスト」に区分された認定製品数。

<参考> 平成27年度に実施した制度改正による認定期間の経過措置

